

堤防を訪ねて (二)

安部巖

(十一) 志高堤防の改修普請

改修の氣運

別府市安部辰雄文書「田地反別書上下調書」に「一、田三町四反一畝三步字志高溜池掛り、此高式拾壹石八升六合」と記されているが、これは、明治三年（一八七〇）頃に於ける志高井手掛りの反別及び出来高であり、今日の小野部落の反別とさしたる相違は見られない。

元來、小野部落は、別府の枝郷地区の高台に展開する部落で僅かに一ヶ所の湧水を有するのみであり、他はことごとく極めて深い井戸によつて水を求めている。しかもたゞ一ヶ所の湧水は、宙水とみられ、その水量乏しく流れをなす事なく単に水溜りを形成しているにすぎない。然しこの湧水は小野部落の立地に重要な関係があつた。それは他に分布する深い井戸は絶えず固濁したがこの湧水は枯濁する事がな

つたからである。そのため、小野部落は古くからこの湧水を取巻いて發達し、次第に耕地を開発し、畑作農業を営んでいたものと思われるが志高湖堤防の完成は、小野部落に前記の如く、田三町四反一畝三步の水田耕作を可能ならしめた。言いかえると畑作部落を水田部落に之の性格を一変せしめたわけである。

一方志高湖は、湖底浅きためその面積（明治十二年一月裂村編入替文書に式千九十九番字シタカ一、溜池九町歩に比し水量は極めてすくなく干拔の時には湖水が底をつき、江戸時代を通じて米作不能の年が幾度も訪れる有様である上、やせ地であつたため赤米や小豆が栽培された、然るに幕領に於ける年貢の誅求は厳しく、農民は人口の増加と共に益々困窮にあえいだ、斯くして明治の世となつたが容易に農民の困窮は救はるべくもなかつた。

そこで明治五年（一八七二）別府村枝郷百姓代大野平三、大野竹四

郎、大野義市、組頭大野八五郎、大野新平、大野六郎、本村日名子太郎、別府村庄屋高倉定三等は、別府村枝郷は田地狭小のため難渋を統けており破産の寸前にある、之を救うの道はただ一つ志高池堤防普請あるのみで、之が実施されるならば農民の喜びは勿論、新田の開発も更に進むであろうと云う趣示の志高溜池堤防修理普請の歎願書を大分県御役所に送つたがその歎願書には

今般御麥ニ付□□是迄之心痛も空の相成候儀□□小前一同疲弊仕居候処甚歎□□奉候門当御時合□□奉恐縮候得共格別之御憐愍を以志高溜池御普請被成下候ハ、百姓共自然成立し其□□新田開発□□農事相励□□仕度奉身候間何卒右奉歎願□□付□□候、广大御慈悲□□仕合奉存候□□別紙絵図面積書相添私共連印歎願書奉差上候

申二月

速見郡別府村枝郷百姓代

大野平三

大野竹四郎

大野義市

組頭

八五郎

新平

六郎

本村

日名子太郎

庄屋

高倉定三

大分県御役所

御見分□為仕□冬中□□…(中略) ……追々御普請御口掛ニ相成候□□相楽ミ居候得共、御多用中彼是御引ニ相成候間一昨午十一月歎願書奉差上候所□立ノ趣御間届□□早速□□之処昨今御多用中□□及沙汰□□□□□□本□居昨年六月又又御伺奉□上候所御時節柄何分其儀難行届下方□□主方周施□□候□□如何成立之御内今も無之候ニ付測量方江も□談仕所手数も仕候得共当時□□可然被主も無御座是迄押□罷在候然ニ

以上が志高溜池修理に関する明治五年二月の歎願書であり、深刻な経済状態を救うの道は、ただ志高池修理普請を行う事が先決問題であ

るとする明治農民の切実な訴を示すものであるが、文中の「一昨年年十一月（明治三年）歎願書奉差上候所□立の趣：（中略）：昨年六月又御伺奉願上候所御時節柄何分其儀難行：（後略）：とあるより察すれば明治三年明治四年明治五年の三度に亘つて堤防修理の歎願をしたが、その目的を達成する事はできなかつた。

然し、枝郷農民の志高溜池普請の願望は消えやらず、更に明治六年（一八七三）更に歎願書を里水大分県権参事に送り志高溜池修理普請の大工事を実現しようとした。安部辰雄文書に

〃 豊後国

高三拾石四斗九合

内式拾壹石八升六合 速見郡別府村枝郷

九石三斗二升三合 大分郡平床村

別府村枝郷地内志高池

尺八樋長 三間半 内法四寸四

是八年久シク樋替不仕候処昨十月

暴風雨洪水水ノ節樋木破損相成候処

満水殊ニ谷々水掛リ多シテ相分不申其後追々漏水強ク相成爲に村

勞ニテ手入等も仕候得共何分只今に□多ク兼候間新規立替□□〃

と、志高溜池堤防の老朽化と前年の暴風雨による被害を訴え、之に

対して村方人夫の手入によつて現在に至つた事を述べ根本的な修理普

請の申請をしているが、更に、工事内容に就ても具体的に見積りをした。

入用資材に就ては、長さ三間半、未口壹尺三寸の松木菅本を使用しそれに要する費用は三拾錢と見積り、釘は百式拾本使用するが、それは長さ六寸の哲折釘であり、この錢目に就ては〃此錢目五百四拾目但菅本錢目四匁五分是八尺八樋三間半之処菅間三拾四本打〃と記されている如く尺八樋に一間に三十四本の割合で釘をうつ事を明らかにし、更に八寸八寸鉄六本と合鉄目、巻肌の入用に就て記し、八寸鉄は一本百匁のものを用い、尺八樋と敷樋と継手に使用し合鉄目は一口百四拾匁のものを用い、それに要する費用は七拾壹錢であり、巻肌は五錢であることを記している。

次に人足に就ては

〃……………（首略）……………

大工四人 樋長三間半

内法四寸彫手間

上板打付 十三ヶ所共

賃金 壹円 但壹人金貳円拾五錢

人足 四拾人 大分郡小平山ヨリ速見郡別府村枝郷字志高迄樋木取

越し人夫道程菅里式合極難所

人足 六拾人 大工手伝樋木立替並水留留共合人足百人

内六拾人 村勞ヨリ出夫

残而四拾人 雇立

賃金 六円 但傭人 拾五銭

合金 九円三拾七銭

と記し、松材は、大分郡より運上する事を明らかにし、その人夫に四拾人の人夫を必要とする事を明らかにしているが交通不便な当時の工事が如何に重労働を農民に強いていたかが窮い知られるが更にその末尾には

〃右之通運師之者立会間敷等嚴重取調下積書面之通相違無御座候、何分元来困窮ノ土地柄且地下水掛リ□戸等々モ聊□義ニテ金子調達モ□出来依而格別ノ恩召ヲ以テ昨癸四年税金之内ニテモ年賦拜借被□付被下候ハ、難有仕合奉存候此段奉伺為 以上

第二大区十五小区別府村技郷

百姓代 大野 平藏 (在判)
保長 大野 六郎 (在判)
副戸長 吉弘 精策 (在判)
高倉 定三 (在判)

第三大区二十二小区平床村

副戸長 加藤 幸人 (在判)

里水大分県権参事殿

と記されておりその概況は前田 (大分県地方史第二五号所収) 記した通りであるので茲では省略する。⑤

堤防修理の恩恵 (養魚)

斯くして堤防修理が完成すると志高湖の水量が増大し、前記別府村技郷地区、大分郡平床地区 (大分川の支流久保津留川にかゝる部落) の水田が潤され、農業生産に大きな利益をもたらした事は勿論であるがここでは主として明治来年に於ける養魚のための水面利用について述べてみたい。

明治四十五年六月技郷字小平の大野代作技郷柳林の大野内蔵太は九町歩にわたる志高溜池を養魚のために借用する件について、水面使用願を別府町長吉田嘉一郎に提出し鯉鮒の養魚を始めたがその願書には⑥

水面使用願

速見郡別府町大字別府 出願人 大野 代作
全郡全町大字全所 大野 内蔵太

速見郡別府町大字別府志高

一、溜池水面反別九丁歩

使用の目的 養魚

使用の方法 鯉鮒ノ類ヲ放飼シ繁殖セシメ一定ノ時期ニ網又

ハ釣ニテ採捕ス

使用又ハ着手期限

御許向ノ日ヨリ十日以内ニ着手シ向フ拾ケ年間

使用

使用料 壹ケ年金 壹円八拾錢

壹反歩ニ付貳錢

但毎年御指定ノ期日ニ上納可仕候

右水面養魚ノ目的ヲ以拜借使用仕度候

就テハ該水利ニ関シ毫モ故障無之候条御許可被成下度関係者ノ承

諾書相添へ此段奉願候也

明治四十五年六月十三日

右 大野代作

大野内蔵太

別府町長 吉田嘉一郎殿

(別紙)

志高溜池見取図(図面省略)

溜池 四、三八一

秣場 四、三八〇

とあり、両名は使用目的、使用方法、使用期限、使用料等明記し、

水掛り反別所有者との関係も明らかにして願書を提出しているが、水掛り反別所有者十六名も又、この案に賛同し承諾書に即で署名した。

承諾書

大野代作外人ヨリ出願ノ別府町大字別府字志高四千参百八拾壹番ノ溜池ヲ養魚ノ目的ヲ以テ水田使用ノ件ハ拙者共該溜池水掛り反別所有者ノ処右使用ニ関シ拙者共ニ於テ毫モ差支無之ニ付茲ニ承諾ノ意志ヲ表彰候也

明治四十五年六月拾参日

志高溜池水掛り反別所有者

速見郡別府町大字別府字技郷

八百五拾六番地

大野 虎五郎 ㊦

八百四拾八番地

大野 栄次郎 ㊦

八百四拾九番地

佐藤 市郎 ㊦

八百四拾七番地

大野 百太郎 ㊦

八百四拾六番地

工藤 関太郎 ㊦

大野 シン ㊦

八百五拾參番地

尾 木 鷹五郎 ㊦

四千九百六拾六番地

大野 スエ ㊦

四千九百三拾四番地

日 高 又四郎 ㊦

八百四拾番地

大野 半平 ㊦

七百七拾六番地

大野 エイ ㊦

五千百貳拾九番地

大野 和 市 ㊦

七百六十八番地

大野 代 作 ㊦

大野 卯三郎 ㊦

八百七拾五番地

大野 弥 市 ㊦

大野 内藏太 ㊦

外に、神樂女村大野和市や棚林村大野弥市、大野内藏太、小平村大野代作、大野卯三郎等の名も見える、恐らく彼等の所有地水田が小野部落志高井手掛水田三町四反壹畝三歩の中に含まれていたものであろう

溜池掛井手掛反別史料

左記記録は、大野六郎が明治三年以後村落関係の公私の資料を蒐録したがその記録中に含まれているものであり、明治三年頃のものとと思われる、井路、溜池等と関係があるので、茲に収めた。

溜池掛井手掛田地反別高書上下調

一、田壹町七反七畝廿五歩、河内川ヨリ堰上ゲ萩原井手掛分

此高 拾四石八斗貳升代

一、田壹町七反九畝廿壹歩五厘 全川ヨリ堰上ゲ、端り井手掛り分

此高 拾四石九斗八升五合

一、田三反三畝五歩、全川ヨリ堰上ゲ砂田井手掛分

此高 貳石三斗貳升九合

一、田三町四反壹畝拾三歩 字志高溜池掛り

此高 貳拾壹石八升六合

一、田壹反壹畝拾六歩 河内川ヨリ堰込

此高 五斗八升八合

一、田四反五畝拾九歩 不老谷ヨリ堰上ゲ、カケ地井手掛分

以上が承諾書の全文であるか、水掛反別所有名を見ると、小野村以

此高 壹石七斗七升三合

一、田五反四畝七步 潤雨水掛分

ノ反別八町七反六畝三步五厘

高 六拾壹石七斗五升五合

内壹町七反五ノ畑成田

高 八石壹斗四升三合

註 ① 別府市枝郷区榎林安部辰雄氏藏

② 拙稿「人と湧水」；堂根湧水の条

③ 前掲安部氏藏

④ 歎願書、御請書共に全前

⑤ 大分県地方史第二五号

⑥ 安部巖藏

(十二) 小平井路（一名来鉢井路）

古 い し き た り

ここで言う小平井路は、前回に述べた小平井路に非ず、由布川の上流合棚部落下より堰上げ長大なトンネルを経て一ツ戸にて枝郷東山の堺を流れる河内川の水を併せ更に谷右岸（枝郷側）の断崖にそつて作られたトンネルを経て別府市枝郷区小平を経て大分郡下小平内成（一

部別府）山代来鉢之通水する井路であり、この地方では来鉢井路とも

呼んでいる、然し小平、下小平を経て下流村落に達するため上流では小平井路と呼んでいる地方もある、尚古文書には小平井路なる名称

を使用している扱てこの井路に関して次の如き文書がある^①

御 請 書

一、速見郡東畑村、椿村、別府市枝郷田那林上小平村ヨリ大分郡内

成村、田代、来村鉢村ニ通水の儀ニ付従前の進物今搬御廃止之旨

□□□村中ニ統承知奉畏□依之私共連印御請書奉差上候以上

明治五年甲申三月

速見郡東畑村百姓代

大野 伊平（在判）

椿村 百姓代

田原 佐中（在判）

東畑村組頭

田原 十郎（在判）

椿村 組頭

大野 喜三郎（在判）

両村 庄屋

田原 磯雄

部別府村

枝郷田那林百姓代

大野 竹四郎

〃 上小平百姓代

大野 惣平

〃 田那林組頭

大野 六郎

〃 上小平組頭

大野 新平

庄屋

高倉 定三

大分県御庁

御願書

私共村方ヨリ内成田代來鉢三ヶ村エ通水仕候儀ニ付別紙御請書之
通従前之進物者御廢止之旨奉畏候然ルニ互礼讓ヲ尽シ末々和合仕
度奉存候間年始其他時々之挨拶丈者従前之通致候様右村々エ被仰
付被下置候様奉願上度自然勝手次第立入後年ニ至リ万一心得違ヨ
リ不都合之儀出来仕候而者奉恐入候間此段奉願上候以上

明治五壬申三月

速見郡東畑村百姓代

大分県御庁

大野 伊平

椿村 百姓代

田原 佐仲

東畑村組頭

田原 十郎

椿村 組頭

大野 喜三郎

両村 庄屋

田原 賤雄

同 郡別府村枝郷

上小平百姓代

大野 惣平

田那林百姓代

大野 竹四郎

田那林組頭

大野 六郎

上小平組頭

大野 新兵

庄屋

高倉 定三

(在郷) (朱書返信)

(普加)

書面礼譲ヲ尽シ□儀ハ相互ニ可致懇談候尤井手府請等之節者前以
上流之村方江相□取掛候様違置候条此旨可存事

壬申三月

扱て前者は別府村の田那村(柳林)上小平の百姓代や組頭、別府村
庄屋高倉定三等が連署して、内成村、来鉢村、田代村等からの進物廃
止を承知した旨を県庁に出した請書であるが、これはそれ以前に於て
候年右三村より、別府村枝郷、東畑村、椿村之進物が差送られていた
事を意味する、しかしこの文書のみでは如何なる進物が例年送られて
いたかは不明であるが、さきに記した椿井路の場合と同じように、内
成来鉢、田代が府内領に属していた事や進物を受ける側(水元)が椿
井路の場合と同様幕領であり、椿村が含まれている事からも、新年に
は酒等を中心とする進物が代表者によつて差送られ②③していたのであ
ろ。

後の文書は一応は納得したが旧来のしきたりを忘れる事が出来ず、
前水元部落が前々のしきたりの中で新年の挨拶等に就ては之を温存し
てはどうかと云う願書であり、之に対し県庁は、この儀に就ては兩村
熟語すべきであるが井手普請に就ては、下流部落が上流部落に相談し
て取掛るべきであるとする反事を与えたものであり、当時の水利権問
題を知る上に貴重な史料である。

修補に関する明治の規正

以上は、来鉢井路に於ける進物差送りの概況であるが、単に進物を
送つたから下流の者が充分に水を得られたかと言うと、決してそうで
はなく、上流の邸方は、修繕に過重な課役をしたり、用水を引落した
り、流道の差止めをしたり、水車を取設けたりして、すくなくらず下
流の農民を苦しめていたようである。

斯かる事は、明治になつても大分県下全域にあつたものの如く、明
治七年三月四日、権会代理、大分県権参事黒水長髓は次の如き布達を
村村に送つた。③

丙ノ第十三号

堤場井堰養水路従前郡違反又ハ村邸等ニテ甲ノ地内ヨリ流出シ乙
ノ地内へ灌漑シ甲乙トモ其利害ヲ受其修繕工事ニ到テハ下流ノ邸
々ヨリ課出シ上流ノ邸方ハ之ヲ傍觀シナガラ養水ハ多分ニ引落シ
且聊ノ私障申立養水ノ流通ヲ差止メ甚キニ到テハ乙ノ村干田スト
雖モ甲ノ邸ハ水車取設ケ置等ノ万幣今日ニ至リ決テ無之筈既ニ修
繕規則第十則ニモ彼是ノ旧習令禁止置候処昨癸酉年モ未タ心得違
ノ者有之哉ノ趣以ノ外ノ事ニ候畢竟戸保長ノ注意不致所ヨリ右ノ
次第ニ立至リ候儀ニ有之候条自今工事ノ費用ハ其水掛反別へ公平
ニ分課シ、用水ノ議ハ熟談ノ上甲乙ナク分水シ決テ不当ノ所業致

間候、自然心得違ノ者於有之ハ速ニ可申出取糺ノ上屹度可及処分

候条小前ノ者へハ戸保長ヨリ精々説諭可致此旨布達候事

明治七年三月四日

権令代理

大分県権参事黒水長髓

となつており前記の如く悪幣に対する県の警告であり、維新政府の農政策の一端を伺い知るに十分であるが更に県は明治七年四月十二日には井路等の実施検査に左の如き布達を發した。

第二大区十五小区

別府村外四ヶ村

当春堤防井路等修繕所実地検査為被候処従前自普請所之儀ニ付此度仕様帳不下渡候条修繕落成候ハ、出来形帳ヲ以テ可届出此段相違候事

明治七年四月十二日

大分県権令 森 下 景 端

右区戸長

即ち井路の実地調査を実施するので工事が終り落成したら仕様書や出来形帳を提出せよと言うものであるから来鉢井路に就ても修繕工事完成の暁には仕様書、出来形帳の提出が求められていた事である。

註 ① 別府市枝郷安部辰雄氏蔵文書

② 大分県地方史二五号拙稿「棒井路」の条参照
③ 安部文書

(三) 小平井路（一名来鉢井路）の大修理

来鉢井路改修の動き

四ヶ村組合百九町八反七畝拾六歩の広大な農地を潤す小平井路（来鉢井路）も多年の使用に老朽し、明治十年頃は各所が破損し大修補をしなければならぬ運命に立至つた。明治十年用務所よりの修補通知書に「此地備四万五千八百二拾四円九拾四錢此人足七百六拾壹人とあるを見れば之が如かに大普請であつたかは容易に推察できるがその人夫割当は部落の井手掛の地価によつて割当てられていたものの如く来鉢村は地備貳万四仟六百拾九円壹錢に対して人夫四百八八分、田代村ハ地備壹万八千八百七拾九円五拾九錢に対して人夫百九拾七人貳分、内成村は地備九仟貳百八拾貳錢に対して、人夫百五拾貳人九分、別府村は（別府村上小平分）地備百貳拾七円九拾八錢に対して人夫貳人壹分となつており、出夫取計いは四ヶ村（来鉢村、田代村、内成村、別府村）の伍長が之に当り東奔西走万全の準備を整えた、次に井路修復に関する文書の一部を抄録すると、

〃 小平井路養水掛

一、反別百九町八反七畝拾六步 四ヶ村組合

此地価四万五千八百三拾四円九拾四銭

此人足 七百六拾壹人

但し地価百円ニ付壹人六斗六厘

内 訳

……(八行省略)

右ノ通修繕人夫割当賦致候条追テ取掛候上修繕所ヨリ申遣次第出

夫可取斗此段申ノ進候也

明治十年四月十九日

第二大区廿二小区 用務所

来鉢村

田代村

内成村

別府村

右村村伍長中

の如くなつてゐるが更に佐藤平蔵が枝郷棚林大野六郎に送つた井路

修理賦課割当通知書には

〃 証

一、田反別百九町八反七畝拾六步 四ヶ村組合養水掛リ

此地価金、四万五千三百五拾四円九拾四銭

人夫 九百九拾七人ハ 賦課□元

但地価百円ニ付 貳銭ト当リ

内 訳

地価 金 貳万四千六百拾九円□□

此人夫 五百四拾三人六分

〃 三万三千九拾九円五拾三銭

此人夫 貳百五拾人八分

〃 九千三百八円四拾貳銭 (内成)

此人夫 貳百貳人六分

〃 百貳拾七円九拾八銭 別府

右各村々江賦課致候□□□御賞名御被下水掛リヨリ水口開例率

返リ□□可被□□祿御通知□□之等路路□□□

四月廿三日

佐藤平三(在印)

別府伍長

大野六郎殿

井路の改修

井路の大改修普請は明治十年(一八七七)四月二十一日に開始され

田植前に村々の出夫による工事が行われたが、廿二小区用務所よりの井路修復通知書には、

ノ来ル廿一日ヨリ小平井路修繕ニ取掛リ可申候条出夫可被申付候尤

廿一日ニハ田代村カラ人内成村カラ五人出夫可計此段申進

候也

四月十九日

廿二小区 用務所

来鉢村

田代村

内成村

別府村

近日小平へ□□之義ハ昨年之通可□□候事

と記されているが、出夫数が田代村から拾人、内成村から五人であると言ふ事は本格的な工事人夫を指すものではなく、工事開始の準備要員(計画用員)として出されたものであると考えることが妥当である。続いてこの文書には記として次の如く井路修繕の四ヶ村割合が記されている。

記

小平井路修繕四ヶ村割合

一金、地価四万五千三百五拾四円、九拾四錢二割

但金百円ニ付米一升四合四勺

代価金 四錢貳厘壹毛

来鉢、田代□□□□

米一升三合

別府村小平分

一金五錢五厘

工事の状況に就てはその史料も未だ発見に至らず今茲に詳細に述べ得ない。

通水規則

第一に明治十一年の一月に定めた井守給料規則に就て記すが、それは、井路水配所取締給料とも呼ばれ、用水必要期間を百四日と見て金額八円三拾錢であり、それは、郷落別に割り当てられたが、田代村は貳円九錢壹厘来鉢村は四円五拾壹錢五厘、内成村、詰村は壹円六拾八錢九厘、別府村小平村は貳錢三厘となつており勿論来鉢村が最高である。

第二には、落永時刻規則であるが、明治十年五月廿五日用務所より四村伍長惣代中に送られた通知書に^④

記

一、午前七時ヨリ翌日午前八時迄 来鉢村

一、午前八時ヨリ午後一時マデ 田代村

二、午後一時ヨリ午後五時迄 内成村詰組

一、午後五時ヨリ六時三〇分迄 内成村下小平

別府村上小平

右之通組合井路養水時刻仮ニ相定申達候条心得遺無之様末々マデ

□示致置不…無…進候也

但本月から相定の事

五月廿五日

三大区廿二小区 用務所(在印)

来鉢村

田代村

内成村

別府村

各村伍長惣代中

と記され五月中は右の如き時刻で各村村へ配水していたようであるが如何なる理由によるか旬日を経ずして通規則は変更され六月一日には廿二小区用務所より左記の如き通水規則改正通知書と通水規則を四ヶ村に通達し、六月二日からその実施に移つた。(通水規則改正通知書)

通水規則別紙の通相改候条小前に於て不都合無之様可申聞自然分

水時間ニ無之際勝手ニ井樋等ニ手掛致シ相□□候上八適宜御扱方

有之候ニ付申出候様井手番之者へ申聞置候ニ付猶又小前申通置

可申聞六月二日からは井路取締所相開候ニ付何方同所ニ於テ□□

候ニ付分水之村々有之候節ハ可申出検査之上分水可被事

明治十年六月一日

廿二小区 用務所

上小平村

詰村

田代村

来鉢村

伍長中

止不返却可被事

(通水規則)

小平井路配水規則左記之通更正候事

規則

午後一時ヨリ同十時迄

上小平村

下小平村

詰村

田代村

午後十時ヨリ翌午後一時迄

来鉢村

右之通堅相守可申他村エ分水中自村之井樋ニ通水不相成候条心得
違無之様可致事

十年六月一日

廿二小区 用務所

養水時刻割

一、午後一時ヨリ五時迄 田代村

一、〃 五時ヨリ九時迄 詰村

一、〃 九時ヨリ拾時迄 上下小平村

井路水取締役

前掲明治十年(一八七七)六月一日文書〃他村エ分水中自村ノ井樋

ニ通水不相成候心得違無之様可致事」とあるは、暗に不心得者の存し
た事の意味するか、之等を取締つたり、井路そのものの管理を行うた
めに、全年六月廿三日に用務所は、佐藤平太、首藤哲喜、平野繁蔵の
三名を井水取締役とし来鉢村、田代村内成村、別府村字上小平村々の
伍長、惣代にその旨を通知した。

註 ① 別府市枝郷安部辰雄氏蔵

② 同前

③ 同前

④ 同前

白杵の切支丹遺跡

増村隆也
森脇隆徳

(一) 白杵城の城壁、城塁に残る切支丹遺跡

一、序

二、白杵城の城壁城塁に残る符牒

三、城壁城塁の符牒に対する考案

四、白杵城(丹生島城)に関する文献

五、遺宮の時期とその場所

八、むすび